

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

紹介議員

櫻 裕子
鈴木 一夫
神部 伸也
豊村 繁也
池野直友
鈴木俊祐

請願第 4 号



[請願趣旨]

今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。特に、交付対象水田の扱いについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできたなかで、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながること等懸念の声があがっています。

また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状態が続いているなかで、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱をきたしています。

さらには、地域で取り組む営農計画の再検討が必要となるとともに、地域特色を生かした営農の展開への影響なども懸念されます。

つきましては、生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、下記事項について採択をいただき、国に意見書を提出されたく、請願するものです。

[請願事項]

1. 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分にふまえて進めること。
2. 農地および集落の維持のため、交付対象水田を畠地化した場合にあっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。
3. 多年生作物（牧草）の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。

令和4年3月8日

盛岡市議会議長
竹田 浩久 様

請願者

住所 岩手県滝沢市鵜飼向新田 7-76
氏名 新岩手農業協同組合
代表理事組合長 畑中 新吉

住所 岩手県紫波郡紫波町土館字沖田 28-20
氏名 岩手中央農業協同組合
代表理事組合長 浅沼 清一